

町単独ごみ処理施設に係る調査分析委託業務 仕様書

1. 委託業務の名称 令和8年度 町単独ごみ処理施設に係る調査分析委託業務
2. 委託業務の場所 那賀町蔭谷字土佐田山41番地 『那賀町クリーンセンター』及び 周辺地区
那賀町白石字花山9番地4 『那賀町最終処分場』 周辺水域
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
4. 業務内容
 - (1) ごみ焼却施設に係る調査分析(ごみ質、排ガス、焼却灰、飛灰、固化物、作業環境)
 - (2) 最終処分場に係る調査分析(周辺水域の水質)
 - (3) クリーンセンター周辺の水質調査(使用水、周辺地域水源地、周辺河川)
・各業務の詳細については、後記の別紙のとおりとする。
5. 提出書類
 - (1) 成果品として次のものを納入すること。
 - ① ごみ処理施設に係る調査分析委託業務報告書 A4版 1部 【業務(1)(2)(3) 一式】
 - ② クリーンセンター周辺の水質調査結果報告書 A4版 2部 【業務(3)】
 - ③ 上記の電子成果品(CD-R等) 一式

※ 随時、試料採取後50日以内に、「分析結果報告書」及び「計量証明書」を報告すること。
6. 施設概要 : 那賀町クリーンセンター
炉型式 : ストーカ方式機械化バッチ焼却炉
炉能力及び炉数 : 6t/日(6t×8h)×1炉
排ガス処理設備 : ろ過式集じん器、乾式排ガス処理設備(消石灰、活性炭供給装置及びバグフィルタ)
灰出し設備 : 飛灰固化装置及びバンカ方式
煙突 : 各炉独立式鋼製煙突
竣工年月 : 令和2年3月
7. 関係法令等の遵守
本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うものとする。
8. 注意事項
 - (1) 業務にあたっては、本町の業務、町民の方々に迷惑が掛からないよう十分注意すること。
 - (2) 作業に施設に損傷を与えたときは、直ちに報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原形を復旧すること。
 - (3) 作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び損害賠償の責を負うものとする。
 - (4) 受注者は、業務上知り得た内部情報については、一切口外してはならない。
また、測定分析結果の取扱いについては他に漏れないように十分に注意すること。
 - (5) 公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
9. その他
 - (1) サンプルング及び測定分析にあたっては、発注者の担当職員の指示に従うこと。また、測定分析作業時には安全衛生に十分配慮すること。
 - (2) 受注者は、那賀町クリーンセンターの焼却施設の設備内容、運転状況等について十分に理解して業務にあたること。
 - (3) 試料ガス採取中において予期せぬ事態が発生した場合((例)不適切なごみの混入による、ごみ詰り等により、焼却炉の運転負荷が急激に低下するようになった場合)には、試料ガスのサンプルングを一時的に中断してもらってもあり得るので、サンプルング中に測定分析員は持ち場を離れないよう周知徹底すること。
 - (4) 測定器具用電源(100V・60Hz)は、無償貸与する。測定分析業者の方で十分な長さの電源コードを用意すること。
 - (5) 本仕様書に明記されていないもの、業務予定日程を大幅に変更する場合については、その都度発注者と協議のうえ実施するものとする。

別紙1

1. ごみ焼却施設に係る調査分析

測定場所: (那賀町蔭谷字土佐田山41番地 「那賀町クリーンセンター」)

区 分	測 定 項 目	測 定 方 法	頻 度	総検体数
1) ごみ質	ごみの種類組成	環整第95号 (昭和52年)	4回/年	4
	単位容積重量			4
	ごみの三成分			4
	高位発熱量			4
	低位発熱量			4
	元素分析(C,H,N,O,S,Cl)			4
2) 排ガス	ガス濃度	JIS Z 8808	4検体/回×1炉×2回/年	8
	硫黄酸化物	JIS K 0103	2検体/回×1炉×2回/年	4
	窒素酸化物	JIS K 0104	5検体/回×1炉×2回/年	10
	塩化水素	JIS K 0107	3検体/回×1炉×2回/年	6
	水銀濃度 (ガス状、粒子状)	JIS K 0222	1検体/回×1炉×2回/年	2
	ダイオキシン類(コプラナー-PCB含む)	JIS K 0311	1検体/回×1炉×1回/年	1
	CO(連続測定)	JIS K 0151	1検体/回×1炉×1回/年	1
	O2(連続測定)	JIS B7983	1検体/回×1炉×1回/年	1
3) 焼却灰	熱灼減量	環整第95号 (昭和52年)	12回/年 (1回/月)	12
	溶出試験(14項目)	環境庁告示第13号 (昭和48年)	1炉×1回/年	1
	1) アルキル水銀			
	2) 総水銀			
	3) カドミウム			
	4) 鉛			
	5) 有機リン			
	6) 六価クロム			
	7) 砒素			
	8) シアン			
	9) PCB			
	10) トリクロロエチレン			
	11) テトラクロロエチレン			
	12) セレン			
	13) 1,4-ジ'オキサン			
14) 水素イオン 指数(pH)				
ダイオキシン類(コプラナー-PCB含む)	厚生省告示192号 (平成4年7月)	1炉×1回/年	1	

別紙2

1. ごみ焼却施設に係る調査分析

測定場所: (那賀町蔭谷字土佐田山41番地 「那賀町クリーンセンター」)

区 分	測 定 項 目	測 定 方 法	頻 度	総検体数
4) 飛灰	溶出試験(14項目)	環境庁告示第13号 (昭和48年)	1炉×1回/年	1
	1) アルキル水銀 2) 総水銀 3) カドミウム 4) 鉛 5) 有機リン 6) 六価クロム 7) 砒素 8) シアン 9) PCB 10) トリクロロエチレン 11) テトラクロロエチレン 12) セレン 13) 1,4-ジ'オキサン 14) 水素イオン 指数(pH)			
	ダイオキシン類(コプラナ-PCB含む)	厚生省告示192号 (平成4年7月)	1炉×1回/年	1
5) 固化物	溶出試験(14項目)	環境庁告示第13号 (昭和48年)	1炉×1回/年	1
	1) アルキル水銀 2) 総水銀 3) カドミウム 4) 鉛 5) 有機リン 6) 六価クロム 7) 砒素 8) シアン 9) PCB 10) トリクロロエチレン 11) テトラクロロエチレン 12) セレン 13) 1,4-ジ'オキサン 14) 水素イオン 指数(pH)			
	ダイオキシン類(コプラナ-PCB含む)	厚生省告示192号 (平成4年7月)	1炉×1回/年	1
6) 作業環境測定	ダイオキシン類(コプラナ-PCB含む) (粉じん)	基発第401号 (平成13年)	3単位作業場所×1回/年	3
	ダイオキシン類(コプラナ-PCB含む) (ガス状及び微細粒子)		3単位作業場所×1回/年	3
	粉じん量(A測定)	ろ過捕集法及び重量分析法	16地点/回×2回/年	32
	粉じん量(B測定)		3地点/回×2回/年	6

別紙3

2. 最終処分場に係る調査分析

測定場所: (那賀町白石字花山9番地4 「那賀町最終処分場」周辺水域)

区 分	測 定 項 目	測 定 方 法	頻 度	総検体数
1) 最終処分場 周辺水域の水質	地下水環境基準(28項目)	環境庁告示第10号(平成9年)	1地点×2回/年	2
	1) カドミウム			
	2) 全シアン			
	3) 鉛			
	4) 六価クロム			
	5) 砒素			
	6) 総水銀			
	7) アルキル水銀			
	8) PCB			
	9) トリクロロエチレン			
	10) テトラクロロエチレン			
	11) シクロロメタン			
	12) 四塩化炭素			
	13) 1,2-ジクロロエタン			
	14) 1,1-ジクロロエチレン			
	15) 1,2-ジクロロエチレン			
	16) 1,1,1-トリクロロエタン			
	17) 1,1,2-トリクロロエタン			
	18) 1,3-ジクロロプロペン			
	19) ヘンゼン			
	20) チウラム			
	21) シマジン			
	22) チオベンカルブ			
	23) セレン			
	24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
	25) フッ素			
	26) ほう素			
	27) クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)			
28) 1,4-ジオキサン				
	過マンガン酸カリウム消費量	JIS K 0101	1地点×2回/年	2
	塩素イオン濃度	JIS K 0101	1地点×12回/年 (1回/月)	12
	電気伝導度			

別紙4

3. クリーンセンター周辺の水質調査

測定場所: (「那賀町グリーンセンター」使用水)

区 分	測 定 項 目	測 定 方 法	頻 度	総検体数
水道水検査 (水道基準に 関する省令)	飲料水(51項目) 1) 一般細菌 2) 大腸菌数 3) カドミウム及びその化合物 4) 水銀及びその化合物 5) セレン及びその化合物 6) 鉛及びその化合物 7) 砒素及びその化合物 8) 六価クロム化合物 9) 亜硝酸態窒素 10) シアン化物イオン及び塩化シアン 11) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 12) フッ素及びその化合物 13) ほう素及びその化合物 14) 1,4-ジオキサン 15) 四塩化炭素 16) シス-1,2-ジクロロエチレン 17) ジクロロメタン 18) テトラクロロエチレン 19) トリクロロエチレン 20) ベンゼン 21) 塩素酸 22) クロロ酢酸 23) クロホルム 24) ジクロロ酢酸 25) ジプロモクロロメタン 26) 臭素酸 27) 総トリハロメタン 28) トリクロロ酢酸 29) プロモジクロロメタン 30) プロモホルム 31) ホルムアルデヒド 32) 亜鉛及びその化合物 33) アルミニウム及びその化合物 34) 鉄及びその化合物 35) 銅及びその化合物 36) ナトリウム及びその化合物 37) マンガン及びその化合物 38) 塩化物イオン 39) 全硬度(カルシウム、マグネシウム) 40) 蒸発残留物 41) 陰イオン界面活性剤 42) ジェオスミン 43) 2-メチルイソホルネオール 44) 非イオン界面活性剤 45) フェノール類 46) 有機物(全有機体炭素(TOC)の量) 47) pH 48) 味 49) 臭気 50) 色度 51) 濁度		1回/年	1

別紙5

3. クリーンセンター周辺の水質調査

測定場所: (「那賀町クリーンセンター」及び 周辺地域水源地 7箇所)

区 分	測 定 項 目	測 定 方 法	頻 度	総検体数
水道水検査 (水道基準に 関する省令)	原水(39項目)		1回/年	7
	1) 一般細菌			
	2) 大腸菌数			
	3) カドミウム及びその化合物			
	4) 水銀及びその化合物			
	5) セレン及びその化合物			
	6) 鉛及びその化合物			
	7) 砒素及びその化合物			
	8) 六価クロム化合物			
	9) 亜硝酸態窒素			
	10) シアン化物イオン及び塩化シアン			
	11) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			
	12) フッ素及びその化合物			
	13) ほう素及びその化合物			
	14) 1,4-ジオキサン			
	15) 四塩化炭素			
	16) シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			
	17) ジクロロメタン			
	18) テトラクロロエチレン			
	19) トリクロロエチレン			
	20) ベンゼン			
	21) 亜鉛及びその化合物			
	22) アルミニウム及びその化合物			
	23) 鉄及びその化合物			
	24) 銅及びその化合物			
	25) ナトリウム及びその化合物			
	26) マンガン及びその化合物			
	27) 塩化物イオン			
	28) 全硬度(カルシウム、マグネシウム)			
	29) 蒸発残留物			
	30) 陰イオン界面活性剤			
	31) ジェオスミン			
	32) 2-メチルイソボルネオール			
	33) 非イオン界面活性剤			
	34) フェノール類			
	35) 有機物(全有機体炭素(TOC)の量)			
	36) pH			
	37) 臭気			
	38) 色度			
39) 濁度				
	ダイオキシン類	JIS K 0312	1回/年	7
	硫酸イオン		1回/年	7

別紙6

3. クリーンセンター周辺の水質調査

測定場所: (「那賀町クリーンセンター」周辺河川 2箇所)

区分	測定項目	測定方法	頻度	総検体数
河川水質	(32項目)	環境庁告示第59号(昭和46年)	1回/年	2
	1) pH 2) BOD 3) SS 4) DO 5) 大腸菌数 6) カドミウム 7) 全シアン 8) 鉛 9) トリクロロエチレン 10) テトラクロロエチレン 11) シクロメタン 12) 四塩化炭素 13) 1,2-ジクロロエタン 14) 1,1-ジクロロエチレン 15) 1,2-ジクロロエチレン 16) 1,1,1-トリクロロエタン 17) 1,1,2-トリクロロエタン 18) 1,3-ジクロロプロペン 19) ベンゼン 20) チウラム 21) シマジン 22) チオベンカルブ 23) セレン 24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 25) フッ素 26) ほう素 27) 六価クロム 28) 砒素 29) 総水銀 30) アルキル水銀 31) PCB 32) 1,4-ジオキサン			
	ダイオキシン類	JIS K 0312	1回/年	2
	硫酸イオン		1回/年	2